

令和元年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 株式会社水貝製作所
商工農水部商工課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月15日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社水貝製作所】

特になし

【商工農水部商工課】

<p>(1) 補助対象要件の確認について 当該補助金交付申請における交付決定のための審査において、補助金交付要綱第1条の「交付目的」、第3条の「対象者」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」をすべて満たしているかについて、市が十分調査、確認を行ったうえで適正な判断がなされたとは言い難い。特に、第3条において、対象者は「主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者」と規定されているが、「主たる事業所」の概念が明確にされておらず、新技術・新製品の研究開発業務や新製品の製造事業所等の事情も加味して「主たる事業所」に該当するかを判断すべきであるという見解もあるが、当該交付団体の本市における技術研究所を「主たる事業所」と認定するには、法的な解釈において重大な疑義がある。補助対象者の認定に係る判断に支障を生じないように、補助金交付要綱の文言の明確化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和2年6月27日 補助金交付要綱第3条の「対象者」については、補助対象者の認定に係る判断に支障が生じないように、補助金交付要綱第2条の「定義」において、主たる事業所の定義を「国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所」、主たる研究所の定義を「国内において研究開発に従事する従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している拠点」とし、補助金交付要綱の文言を明確化した。 また、補助金交付要綱第8条の規定に基づき、四日市市新規産業創出研究会の報告を踏まえた上で、第1条の「交付目的」、第3条の「対象者」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」をすべて満たしているかについては、十分に調査・確認し、交付の可否を決定することとした。</p>
<p>(2) 補助金交付事務について 補助金交付決定に係る起案文書において、補助金交付要綱第3条の「対象者」に該当する旨の記載、また、第4条第1項の「補助対象事業」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」に該当するかどうかの明確な記載がなかった。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。</p>	<p>【措置済】 令和2年6月27日 令和2年度の補助金交付決定に係る起案文書においては、補助金交付要綱第3条の「対象者」に該当する旨の記載、また、第4条第1項の「補助対象事業」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」に該当する旨の記載を行うこととした。</p>

令和元年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 株式会社水貝製作所
商工農水部商工課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月15日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社水貝製作所】

特になし

【商工農水部商工課】

<p>(1) 四日市市新規産業創出研究会における「審査」について 交付決定のための手続について、次のとおり問題点が存在するので、改善を図ること。【改善事項】 ア 同研究会の設置要綱に、補助事業の審査を行うことが規定されておらず、また、委員の構成が、審査対象となった分野の技術的な専門性を担保できるものかどうか疑問がある。 イ 補助金交付要綱第8条に、交付決定のため「学識経験者、民間研究者等の専門家から意見聴取することができる」と規定されている。この意見聴取の場としての同研究会において、独創性、新規性、成果の社会貢献等の項目から点数化が行われ、その推薦結果が事実上の採択結果となっている。 ウ 研究結果は記録として残されているが、議事録として整理されておらず、透明性に欠ける。</p>	<p>【措置済】 令和2年7月6日 同研究会の設置要綱において、第2条に研究会の「所掌事務」として、補助金の意見聴取に関することを規定するとともに、第3条に「意見」として、研究会において審査した結果を、意見として市長に報告することを明記した。 また、研究会の委員については、学識経験者、民間・産業支援機関研究者、民間・産業支援機関職員を任用しており、研究会では、各委員の専門的な知見により、独創性・新規性、社会貢献性、成果の実現見込み、技術的能力・経営能力の4つの観点から総合的に協議及び採点を行っている。市は研究会から、意見として研究結果の報告を受けており、当該補助金の交付決定については、研究会の研究結果を踏まえて、市で審査することにより決定している。 なお、令和2年度の研究会より、集約した意見の作成だけでなく、議事録を作成し、一層の透明性の確保に努めている。</p>
<p>(2) 補助対象事業の採択基準について 補助金交付要綱別表第1の「補助対象事業の採択基準」として、独創性、新規性、成果の社会貢献等が求められ、さらに成果が補助年度内に十分見込めることが求められている。しかし、成果をそのような短期間に求めることには無理があるので、採択基準の妥当性について検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年4月1日 補助金交付要綱第6条の「交付申請」において、申請する事業が翌年度も実施されると見込まれる場合は、翌年度において本事業に係る交付申請ができるものとし、2か年かけて計画的に実施されることで事業成果が認められる事業も対象とした。</p>

<p>(3) 補助対象経費の明確化について 補助金交付要綱別表第2の「補助対象経費」として、機械工具費及びその設置に関する経費が認定されているが、消耗品費は記載されていない。機械工具に付属する消耗品等についても、その購入経費が認められるのかどうかを、明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 補助金交付要綱別表第2の「補助対象経費」において、機械工具費に機械又は工具の試作、改良に要する経費及び機械又は工具の購入、借用、据付、又は試運転に要する経費を規定するとともに、原材料・部品等購入品費に研究開発にかかる原材料及び副資材の購入に要する経費を規定することで、付属する消耗品等の購入経費も対象となることを明文化した。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------